

1. 感染症発生動向調査について

(1) 概略

感染症発生動向調査事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）」により、事前対応型感染症対策の一つとして位置づけられています。患者発生状況や病原体検索から流行を早期に把握し、適切な対応をとることによって社会的影響の大きい感染症の蔓延を未然に防止することを目的とし実施されています。

徳島県では、保健製薬環境センター内に徳島県感染症情報センターを設置し、「徳島県感染症発生動向調査事業実施要綱」に基づき関係医療機関等の協力を得て当事業を実施しています。

(2) 調査対象疾患について

感染症法により指定されている全数把握対象疾患及び五類定点把握対象疾患を調査対象疾患として実施しています。また、厚生労働省で定める疑似症も対象にしています（別表）。

(3) 定点医療機関（指定届出・提出機関）

患者定点となる医療機関数は、小児科定点が23、内科定点が14、眼科定点が4、性感染症（STD）を対象とする定点が6、基幹定点が7設定されており、このうち12医療機関が病原体定点を兼ねています。

保健所別定点医療機関数

		患者定点					疑似症 定点	計
		小児科	内科	眼科	性感染症	基幹		
（管轄保健所）	徳島	13	7	2	4	2	5	33
	阿南	2	2	1	1	1	—	7
	美波	1	1	1	—	1	1	5
	吉野川	3	2	—	1	1	—	7
	美馬	2	1	—	—	1	—	4
	三好	2	1	—	—	1	1	5
計		23	14	4	6	7	7	61

（※ 小児科定点及び内科定点をあわせてインフルエンザ／新型コロナウイルス感染症定点とする。）

(4) 運営方法（図1）

患者情報の収集：一類から五類の全数把握対象感染症、新型インフルエンザ等感染症では、診断した医師が保健所に届出を行うことにより、また、五類の定点把握対象感染症、疑似症では、定点医療機関を受診した患者数を把握することにより流行状況を調査しています。

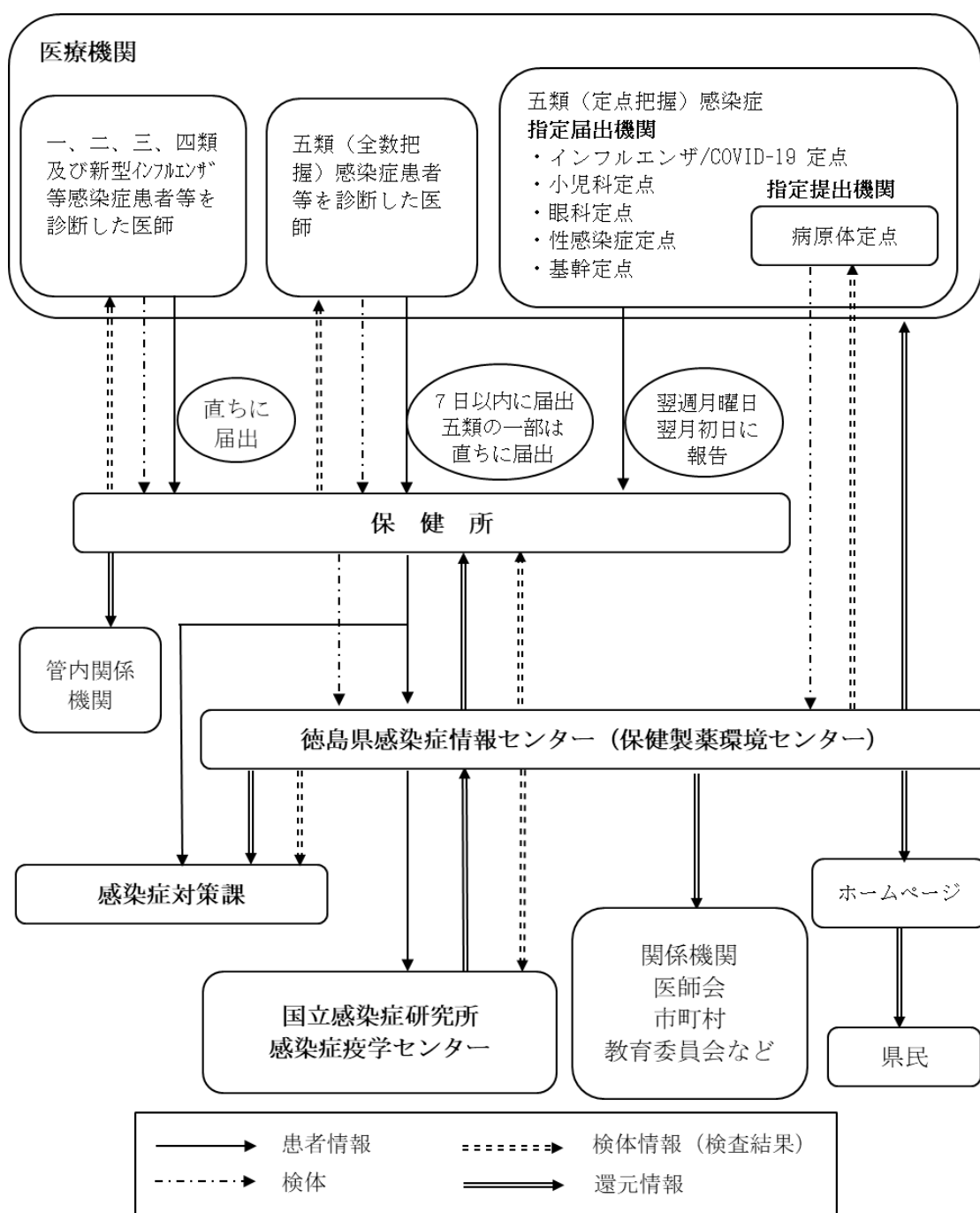
小児科定点、インフルエンザ／新型コロナウイルス感染症定点、眼科定点及び基幹定点からは週単位で、性感染症定点からは月単位で報告されています。ただし基幹定点から報告される一部の疾病については月単位となっています。

医療機関から届いた情報は、保健所で発生動向調査システムに入力され、感染症情報センターが保健所からの情報を確認し、国へ報告します。

解析及び情報発信： 徳島県感染症情報センターでは、定点及び各医療機関から報告された情報を週報（月単位の場合は月報）とし、県内の医療機関・市町村・教育委員会等の関係機関に情報を提供しています。また、これらの情報はホームページ上で公開し、広く情報還元を図っています。

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kansensho/2004062300038/>)

図1 徳島県感染症発生動向調査事業 フローチャート



別表 感染症の分類について

(2023 (令和 5) 年 9 月 25 日施行)

類型			疾患名	届出対象者			届出方法	
				患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届出種別	時期
全数把握感染症	一類感染症	1	エボラ出血熱	○	○	○	全数	直ちに
		2	クリミア・コンゴ出血熱					
		3	痘そう					
		4	南米出血熱					
		5	ペスト					
		6	マールブルグ病					
		7	ラッサ熱					
	二類感染症	8	急性灰白髄炎	○	—	○	全数	直ちに
		9	結核	○	○	○		
		10	ジフテリア	○	—	○		
		11	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○		
		12	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○		
		13	鳥インフルエンザ (H5N1)	○	○	○		
		14	鳥インフルエンザ (H7N9)	○	○	○		
	三類感染症	15	コレラ	○	—	○	全数	直ちに
		16	細菌性赤痢	○	—	○		
		17	腸管出血性大腸菌感染症	○	—	○		
		18	腸チフス	○	—	○		
		19	パラチフス	○	—	○		
	四類感染症	20	E型肝炎	○	—	○	全数	直ちに
		21	ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む。)	○	—	○		
		22	A型肝炎	○	—	○		
		23	エキノコックス症	○	—	○		
		24	エムボックス	○	—	○		
		25	黄熱	○	—	○		
		26	オウム病	○	—	○		
		27	オムスク出血熱	○	—	○		
		28	回帰熱	○	—	○		
		29	キャサヌル森林病	○	—	○		
		30	Q熱	○	—	○		
		31	狂犬病	○	—	○		
		32	コクシジオイデス症	○	—	○		
		33	ジカウイルス感染症	○	—	○		
		34	重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)	○	—	○		
		35	腎症候性出血熱	○	—	○		
		36	西部ウマ脳炎	○	—	○		
		37	ダニ媒介脳炎	○	—	○		
		38	炭疽	○	—	○		
		39	チクングニア熱	○	—	○		
		40	つつが虫病	○	—	○		
		41	デング熱	○	—	○		
		42	東部ウマ脳炎	○	—	○		
		43	鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9を除く。)	○	—	○		
		44	ニパウイルス感染症	○	—	○		
		45	日本紅斑熱	○	—	○		
		46	日本脳炎	○	—	○		
		47	ハンタウイルス肺症候群	○	—	○		
		48	Bウイルス病	○	—	○		
		49	鼻疽	○	—	○		
		50	ブルセラ症	○	—	○		
		51	ベネズエラウマ脳炎	○	—	○		
		52	ヘンドラウイルス感染症	○	—	○		
		53	発しんチフス	○	—	○		
		54	ボツリヌス症	○	—	○		
		55	マラリア	○	—	○		
		56	野兔病	○	—	○		
		57	ライム病	○	—	○		
		58	リッサウイルス感染症	○	—	○		
		59	リフトバレー熱	○	—	○		
		60	類鼻疽	○	—	○		

類型			疾患名	届出対象者			届出方法	
				患者	疑似患者	無症状 病原体 保有者	届出 種別	時期
全数把握感染症	感 染 症 四 類	61	レジオネラ症	○	—	○	全 数	直 ち に
		62	レプトスピラ症	○	—	○		
		63	ロッキー山紅斑熱	○	—	○		
	五 類 感 染 症	64	アメーバ赤痢	○	—	—	全 数	7 日 以 内
		65	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）	○	—	—		
		66	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	○	—	—		
		67	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）	○				
		68	急性脳炎 （ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	○	—	—		
		69	クリプトスポリジウム症	○	—	—		
		70	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	—	—		
		71	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	—	—		
		72	後天性免疫不全症候群	○	—	○		
		73	ジアルジア症	○	—	—		
		74	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	—	—		
		75	侵襲性髄膜炎菌感染症	○	—	—		
		76	侵襲性肺炎球菌感染症	○	—	—		
		77	水痘（入院例に限る。）	○	—	—		
		78	先天性風しん症候群	○	—	—		
		79	梅毒	○	○	○		
		80	播種性クリプトコックス症	○	—	—		
		81	破傷風	○	—	—		
		82	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—		
		83	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	—	—		
		84	百日咳	○	—	—		
		85	風しん	○	—	—		
		86	麻疹	○	—	—		
		87	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	—	—		直ちに
定点把握感染症（五類感染症）	小 児 科	88	RSウイルス感染症	○	—	—	定 点	週 単 位
		89	咽頭結膜熱	○	—	—		
		91	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	—	—		
		92	感染性胃腸炎	○	—	—		
		97	水痘	○	—	—		
		101	手足口病	○	—	—		
		102	伝染性紅斑	○	—	—		
		103	突発性発しん	○	—	—		
		105	ヘルパンギーナ	○	—	—		
		111	流行性耳下腺炎	○	—	—		
	イ ン フ ル エ ン ザ 等 感 染 症	90	インフルエンザ （鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	○	—	—		
		96	新型コロナウイルス感染症 （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民 共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報 告されたものに限る。）であるものに限る。）	○	—	—		
	眼 科	93	急性出血性結膜炎	○	—	—		
		110	流行性角結膜炎	○	—	—		
	性 感 染 症	98	性器クラミジア感染症	○	—	—		月 単 位
		99	性器ヘルペスウイルス感染症	○	—	—		
		100	尖圭コンジローマ	○	—	—		
	基 幹	112	淋菌感染症	○	—	—		週 単 位 月単位 週単位 月単位
		92	感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）	○	—	—		
		94	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	○	—	—		
95		細菌性髄膜炎 （インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された 場合を除く。）	○	—	—			
104		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	—	—			
106		マイコプラズマ肺炎	○	—	—			
107		無菌性髄膜炎	○	—	—			
108		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—			
109		薬剤耐性緑膿菌感染症	○	—	—			
新型インフ ルエンザ等 感染症	113	新型インフルエンザ	○	○ （疑うに足 る正当な理 由のあるもの）	○	全 数	直ちに	
	114	再興型インフルエンザ	○		○			
	115	新型コロナウイルス感染症	○		○			
	116	再興型コロナウイルス感染症	○		○			
法第14条第1項に 規定する厚生労働 省令で定める疑似 症	117	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。						
法第14条第8項の 規定に基づく把握 の対象	118	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、都道府県知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。						